

議員の派遣について

令和 7 年 7 月 8 日

地方自治法第 100 条及び会議規則第 166 条の規定により次の議員を派遣する。

記

1 第 20 回全国市議会議長会研究フォーラム

- (1) 派遣目的 「地方議会議員のなり手不足問題の解決に向けて」の研修
- (2) 派遣場所 札幌市
- (3) 派遣期間 令和 7 年 8 月 27 日から 8 月 28 日（2 日間）
- (4) 派遣議員 谷直樹、小松原一哉、語堂辰文、乾秀子、藤田千佐子
上原敏、澤田扶美子